

元初強姦犯殺害の一裁判案件について

七 野 敏 光

目 次

- 一 案件の紹介
- 二 強姦の既遂と未遂
- 三 強姦現場での殺害
- 四 虚偽の背景

一 案件の紹介

元代の法律書である『元典章』巻四二（刑部卷四）には「強姦未遂の姦夫を打ち殺す・打死強奸未成奸夫」と題される一刑事裁判の案件が見える（以下これを「本案」と呼ぶ）。本稿はこの案件を紹介したうえで、そこに見える二三の論点につき考察しようとするものである。まず本案の全文を掲げたうえで簡単な解説を加えておく。

東平路の申。取り調べを終えた成武県の祇候人李松の供述は次のとおりである。

至元二（一二六五）年三月十二日に、邵県令夫人が墓参りをするお供をし、酒気を帯び槐の木棒一本を手にして

家に帰つてまいりました。このとき家のなかで、「この道師様はなんて道理知らずなんでしょう。そんな言葉を口にするなんて」と、妻阿耿が叫ぶのが聴こえたのです。家のなかに入ると、酒気を帯びた陳宝童が妻の衣裳をひっぱり、妻がそれに抵抗しているのが見えます。どうしたことかと事情を妻に問いますと、「この陳宝童がわたしのことをひっぱり、ふたりでちよつと寝ようやなんていうのよ」とこたえます。わたしは怒りを発し、折しも手にしていた木棒で陳宝童を打ちつけ、また拳脚でかれを打蹴し、結果、かれを死亡させるに至つたのでござります。

この供述にもとづき、中書刑部にあたる部局（以下これを「刑部」と呼ぶ）は李松を死刑にしたうえで陳宝童の埋葬費として焼埋銀五十両を徴収すべきでありましようとの判断を下し、その旨を中書都省（以下これを「都省」と呼ぶ）に上呈する。そして、この上呈に対して、断事官曲出と高宣使を東平路に派遣し、李松の供述内容を確認したうえで刑罰を執行せよとの都省の箝付が刑部にくだされ、その確認が行われることになる。

そしてこの確認が進められるなか、李松は不当な罪に陥れられている旨を申し立て、先の自らの供述を翻し、新たな供述を始める。この新たな供述は次のとおりである。

あのとき実際目のあたりにしたのは陳宝童が妻の腰を押さえつける光景であります。ために陳宝童を殴打殺害したのでござります。成武県の張令史が供述をとる際に、「おまえ、そんな話をすると醜態をさらすことになるぞ。引き寄せられ、あわや強姦されるところだったとだけいうがよかろう」とおつしやるので、その言に従い、先だってのごとく申し立てたのでござります。

阿耿・張令史もそれぞれこの点につき嘘偽りなしとみとめている。

この新たな供述にもとづき、李松につき法司が判断する。旧例では、通姦者に對しては官憲以外の傍人であつても撃退逮捕にあたり、官憲に送致することができる。そしてこの際に犯罪者を殺傷した逮捕者の処罰については官憲による逮捕に関する次の法規を準用する。すなわち、すでに犯罪者を拘束しているのにもかかわらず、また犯罪者が抵抗しないのにもかかわらず、逮捕者が犯罪者を殺害したり、折傷にわたる被害を負わせた場合には、各々鬪殺傷の法規に従つてその逮捕者を処罰する。この際に犯罪者が死刑に該当する罪を犯した者であれば、それを殺害した逮捕者の刑罰は徒五年とする、との法規を準用するのである。また李松が先だつて陳宝童の強姦が未遂だつたかのごとき虚偽の供述をかさねましたと供述していることについて、旧例では、三品の官司をあざむき実情を申さない者は杖六十とする。一つの犯罪が発覚した後にさらに罪を犯した場合には、先の犯罪に対する刑罰と後の犯罪に対する刑罰を累科すべきである。したがつて李松には陳宝童殺害に対する刑罰の徒五年と虚偽の供述に対する刑罰の杖六十とを累科し、なお焼埋銀五十両を徴収すべきでありましよう。以上法司の判断を参照し、刑部は情況を斟酌して、李松を杖六十七として焼埋銀五十両を徴収すべきでありましようとの判断を下し、その旨を都省に上呈する。そしてこの上呈をうけた都省は天子に奏上した後に保証人を召して李松を釈放する。

この度李松の妻阿耿についても判断がなされる。李松と同じく陳宝童の強姦が未遂だつたかのごとき虚偽の供述をかさねたことに対するものである。

法司が判断する。旧例では、強姦の被害者たる婦女は罪を問わない。阿耿は収監して罪科をもとめられることをいとわんがために、ただ陳宝童がかの女の衣裳をひっぱつたのみと供述したのである。もしこの供述の虚偽なるをもつて阿耿の罪を定めれば、そもそも強姦を被ること自体罪を問わないのであるから不都合を生じよう。したがつて阿耿

は罪なしとはいえないが、刑罰を執行すべきではないでしよう。以上法司の判断を参考し、刑部は同様の判断を下し、その旨を中書に上呈し、中書はそれをみとめて阿耿の罪を免ずる。東平路申。帰問到成武県祇候人李松為招。至元二年三月十二日、隨逐邵縣令夫人上墳、帶酒將把槐棒一條還家。聽得屋内妻阿耿叫道。這先生好沒道理、道這般言語。松入屋内、見陳寶童帶酒与妻阿耿用手將衣裳撕掉定。問得、妻阿耿称道。這陳寶童拖着我道、咱兩箇睡些箇去來。松發意、用棒將本人行打、又用拳腳踢打、以致本人身死罪犯。部擬。合行處死、并徵燒埋銀五十兩。呈奉中書省劄付。

差斷事官曲出・高宣使、前去審斷。本人称冤、就問得狀稱。委曾親見陳寶童按着妻阿耿腰上、將本人殴打身死。成武縣張令史取狀、本人道。若你說這話、你出醜、則道扯着待強奸來也好。以此隨張令史言語招訖。及李阿耿・張令史各招伏。是實。正犯人李松法司擬。旧例、諸奸者、雖傍人皆得捕擊以送官司。格法准上條。捕罪人已就拘執、及不拒捍而殺、或折傷之、各從鬪殺傷法。罪人本犯應死而殺者徒五年。又招。節次指責不实。旧例、詐三品官司不実杖六十。事發更為、合行累科。今李松合得本罪徒五年、並重犯杖六十、仍於本人名下追徵燒埋銀五十兩。部擬。量情、決六十七下、徵燒埋銀五十兩。省擬。比及聞奏以來、將李松召保疎放。李松妻阿耿法司擬。旧例、強奸婦女不坐。避怕監收要罪、止說陳寶童將衣裳碎着。若擬不實定罪、緣已被強奸不坐。今雖有招涉不合治罪。部擬。呈省准免罪。

至元二年三月十二日に、成武県の祇候人である李松が、その妻阿耿を強姦した犯人陳寶童を打ち殺す。本案はこの事件の処理に関する一件書類である。

当時地方官庁である路は死刑にあたる重大な案件につき独自に判決を下すことができず、こうした案件は路より中央官庁である中書省に上申され、そこで判決が下される仕組みになっていた。⁽²⁾本案冒頭に「東平路の申」とあるのは、

以下しばらくは東平路の上申内容が記されていることを示している。

中央ではまず法司が判断にあたり、次に法司の判断を参照して刑部が判断を下す。そして最後に刑部より上呈をうけた都省が判決を下し審理が完結してゆく。さらにこの判決にもとづく刑罰の執行に先立ち、中央から路に官員が派遣され、被告人と対面して尋問することにより、被告人の供述内容が確認される。⁽³⁾ 中央での判断は路の上申書に記された被告人の供述のみにもとづいたものである。それゆえ最後に、その上申書の供述内容に誤りがないことを確認するために、この確認の手続きがとられたと考えられる。本案では都省の劄付により、この確認を行うべく断事官曲出と高宣使が東平路に派遣されている。そしてもしこの確認がとれていたなら、滯ることなく李松の死刑が執行され、事件の処理が完結するはずだった。ところが、この際に李松が先の供述（陳宝童の強姦が未遂だったとする）を翻し、新たな供述（陳宝童の強姦が既遂だったとする）を始めたために、改めてこの新たな供述にもとづく審理が行われ、その結果、あわや死刑を被ることになっていた李松が釈放されることになる。

なお本案には都合二つの審理が見える。その一つは本案冒頭より見える強姦の未遂犯たる陳宝童を殺害した者として李松を死刑に処した審理であり、いま一つは本案なか程より見える強姦の既遂犯たる陳宝童を殺害した者として李松を釈放した審理である。第二節以下ではこの二つの審理を区別して、前者を「はじめの審理」と、そして後者を「再度の審理」と便宜呼ぶこととする。

(1) 『元典章』正しくは『大元聖政國朝典章』正集六〇卷新集不分卷。編者不明。正集は至治元（一二三二）年頃、新集はそ

れに続いて成立、刊行されたものと思われる。詔令・聖政・朝綱・台綱・吏部・戸部・礼部・兵部・刑部・工部の一〇篇から成る。そのうち刑部には数多くの刑事裁判案件が含まれ、元代の刑事法制を考察するための第一級史料と考えられる。詳しく述べは植松正「元典章・通制条編」(滋賀秀三編『中国法制史—基本資料の研究』所収、東京大学出版会) 参照。なお、所引の原文は岩村忍・田中謙二校定『校定本元典章刑部』(京都大学人文科学研究所元典章研究班。以下では「校定本」と略称する) 第一冊一五〇頁以下(句読点筆者)。

(2) 元代の中書省は都省のもと吏部・戸部・礼部・兵部・刑部・工部の六部が統括されていた。しかし、この六部の体制が確立するのは至元十三(一二二二六)年以後のことであり、元初において刑部の職は兵刑部(兵・刑の二部が合体した部局)もしくは右三部(兵・刑・工の三部が合体した部局)により担われていた時期がある(『元史』卷八五、百官志)。本案原文の「部」を「中書刑部にあたる部局」と訳出したのは、東平路から中書省に上申が行われた時期、および曲出らの取り調べが行われ、その結果が中央へ報告された時期が不詳であるがゆえに、あえて「兵刑部」もしくは「右三部」と訳出することを避けたためである。

(3) こうした確認の手続きは「船上で利財を団り謀殺する・船上団財謀殺」(『元典章』卷四二=刑部卷四、校定本第一冊一三頁以下)、「勢いをたのみとし県尹を殺害する・倚勢抹死県尹」(同上、校定本第一冊一六頁以下)にも見えている。派遣された官員と被告人とが対面してこの確認が行われることにつき、この両案件を参照されたい。

二 強姦の既遂と未遂

本案はじめの審理では、中央での判断があたかも刑部から始めたかのように見える。だがすでに述べたとおり、

当時の中央での審理は法司・刑部・都省の三段階の判断を経て完結する仕組みになっていた。したがって、実際にはここでも、刑部の判断に先行する法司の判断があつたものと考えられる。⁽¹⁾では、ここでの法司の判断はどのようなものだつたのか。このことを考えてみる。そのために、ひとまず犯罪者の逮捕に関する唐捕亡律の二箇条を掲げておこう。法司はいまだ法が整備されない元初にあつて、前金王朝の泰和律に照らして犯罪者に科すべき刑罰を判断した機関である。その泰和律はすでに佚して現在に伝わらない。そこで泰和律ときわめて類似したと思われる唐律の規定を掲げ、ここでの考察の一助とするためである。⁽²⁾

〔唐捕亡律三二四五三〕人の殴撃を被り、その被害が折傷以上にわたる場合、もしくは盜及び強姦を被つた場合には、官憲以外の傍人であつても逮捕繫留して官憲に送致することができる（この際に犯罪者を殺傷した逮捕者の処罰については捕亡律二の規定を準用する。同籍内の者との通姦は和姦であつてもこの規定を準用することをゆるす——括弧内注文。以下も同じ）。もし前記以外の犯罪について官憲に請うことなく、しかも正当な理由もなしに逮捕繫留した場合は笞三十とする。そのために犯罪者を殺傷した者は故殺傷の罪をもつてその罪を論する。この際に犯罪者が死刑に該当する罪を犯した者であれば、それを殺害した逮捕者の刑罰は加役流とする。諸被人殴撃折傷以上、若盜及強姦、雖傍人皆得捕繫以送官司（捕格法準上条。即姦同籍内、雖和聽從捕格法）。若余犯不言請、而輒捕繫者笞三十。殺傷人者以故殺傷論。本犯應死而殺者加役流。

〔唐捕亡律二二四五二〕犯罪者を捕らえる際に犯罪者が凶器を手に抵抗したために逮捕者がこれと格闘して殺害した場合、また犯罪者が逃走を図つたために逮捕者がこれを追跡殺害した場合（犯罪者が凶器を手にしていたか素手だつたかを問わない）、もしくは犯罪者が窮地に陥り自害した場合には、いずれも逮捕者の罪を論じない。も

し犯罪者が素手で抵抗したのであれば、それを殺害した逮捕者の刑罰は徒二年とする。すでに犯罪者を拘束しているのにもかかわらず、また犯罪者が抵抗しないのにもかかわらず、逮捕者が犯罪者を殺害したり、折傷にわたる被害を負わせた場合には、各々鬪殺傷の法規をもつて逮捕者の罪を論ずる。この際に刀を用いて殺傷したのであれば、故殺傷の法規に従つてその逮捕者を処罰する。犯罪者が死刑に該当する罪を犯した者であれば、それを殺害した逮捕者の刑罰は加役流とする。もし犯罪者が逮捕者を拒み殴った場合には、その犯罪者の処罰は本来の刑罰に一等を加えたものとする。傷害に至つた場合には二等を加え、殺害の場合には、斬とする。諸捕罪人、而罪人持杖拒撃、其捕者格殺之、逃走逐而殺（走者持杖空手等）、若迫窘而自殺者、皆勿論。即空手拒撃而殺者徒二年。已就拘執、及不拒撃而殺或折傷之、各以鬪殺傷論。用刃者從故殺傷法。罪人本犯応死而殺者加役流。即拒撃者加本罪一等。傷者加鬪傷二等。殺者斬。

再度の審理での法司が前掲唐捕亡律の二箇条にあたる泰和律の規定に照らして李松の刑罰を判断していることは、その判断文言「旧例では、通姦者に對しては官憲以外の傍人であつても擊退逮捕にあたり、官憲に送致することができる。そしてこの際に犯罪者を殺傷した逮捕者の処罰については官憲による逮捕に関する次の法規を準用する。すなわち、すでに犯罪者を拘束しているのにもかかわらず、また犯罪者が抵抗しないのにもかかわらず、逮捕者が犯罪者を殺害したり、折傷にわたる被害を負わせた場合には、各々鬪殺傷の法規に従つてその逮捕者を処罰する。この際に犯罪者が死刑に該当する罪を犯した者であれば、それを殺害した逮捕者の刑罰は徒五年とする、との法規を準用するのである」より明らかである。そしてはじめの審理でも、法司は同じ泰和律の規定に照らして李松の刑罰を判断し、おそらくは李松による陳宝童殺害を唐捕亡律一及び再度の審理の法司の判断文言にいう「すでに犯罪者を拘束してい

るのにもかかわらず、また犯罪者が抵抗しないのにもかかわらず、逮捕者が犯罪者を殺害した」場合であるとして、闘殺者に対する刑罰を李松に科すべしとの判断を下したものと考えられる。闘殺、つまり殺害の故意なくあい争い人を殺害した場合の泰和律の刑罰については、「足蹴りにより死亡結果をまねく・踢打致死」（至元四二一二六七年九月二十五日、捕賊の職務命令遂行を拒む史義を曲陽県の弓手張七が蹴り殺した事件）の法司の判断に、

旧例では、殺害の故意なくあい争い人を殴殺した者は絞とする。したがつて張七は死刑に処すべきでありますよ

う・旧例、闘殺殺人者絞。合行処死。

と見え、それが絞＝死刑とされていたことが確認できる。⁽³⁾

また再度の審理における法司の判断には焼埋銀のことも見えている⁽⁴⁾。このことからすると、焼埋銀徵収のこともまた法司の判断事項だつたと考えられる。そこで泰和律に照らした刑罰と焼埋銀徵収のことを併せて、ここで法司の判断を推せば、大筋において、

旧例では、通姦者に対しては官憲以外の傍人であつても撃退逮捕にあたり、官憲に送致することができる。そしてこの際に犯罪者を殺傷した逮捕者の処罰については官憲による逮捕に関する次の法規を準用する。すなわち、すでに犯罪者を拘束しているのにもかかわらず、また犯罪者が抵抗しないのにもかかわらず、逮捕者が犯罪者を殺害したり、折傷にわたる被害を負わせた場合には、各々闘殺傷の法規に従つてその逮捕者を处罚する、との規定を准用するのである。したがつて李松は死刑に処し、なお焼埋銀五十両を徵収すべきでありますよう・旧例、諸奸者、雖傍人皆得捕撃以送官司。格法准上条。捕罪人已就拘執、及不拒捍而殺、或折傷之、各從闘殺傷法。其李松合行処死、仍於本人名下追徵燒埋銀五十両。

というのが、その判断だったと考えられる。いうまでもなく、はじめの審理に見える「李松を死刑にしたうえで陳宝童の埋葬費として焼埋銀五十両を徴収すべきでありましよう」という刑部の判断は、この法司の判断をそのままみとめたものだったのである。

一方、再度の審理での法司は同じ泰和律の規定に照らして李松の刑罰を判断しながら、殺害された陳宝童が阿耿強姦のかどで「死刑に該当する罪を犯した者」だったとして、徒五年をその殺害者李松に科すべしとの判断を下したのである。泰和律において本案陳宝童のように既婚の女性を強姦した者が死刑とされることは、「寝婦を盜姦した姦夫を殺害する・殺死盜奸寢婦奸夫」（至元五〇一二六八年七月十二日。夫をよそおい安眠中の妻王師姑をねとつた姦夫楊重二を本夫張記住が刀で切り殺した事件）での法司の判断に、

旧例では、既婚の婦人を強姦した者は絞とする・旧例、強奸有夫婦人者絞。
と見えることで確認できる。⁽⁵⁾

はじめの審理での「死刑」と再度の審理での「徒五年」。この二度の審理における法司の判断の相違ははなはだ興味深い問題を含む。というのは、はじめの審理では陳宝童が、再度の審理でのように、強姦のかどで「死刑に該当する罪を犯した者」とされなかつたがゆえに、その殺害者李松を死刑に処すべしとの判断が下されたのであるが、このことはすでに泰和律において強姦の既遂と未遂とを区別し、その未遂に対しても既遂に比して軽微な刑罰を科すという原則が確立されていたという事実を浮かび上がらせるからである。例えば、「男婦が翁の姦を執謀する・男婦執謀翁奸」（至元四〇一二六七年一月二八日。息子の嫁杜秀哥が舅袁用昌に強姦されたと誣告した事件）での法司の判断には、

旧例では、男婦を強姦し未遂の者とし、絞とする。旧例、即係強奸男婦未成者、絞。

と見え⁽⁶⁾、また例えば、「男婦を強姦し未遂におわる。強奸男婦未成」（至元三二一六六年十月三日。息子瘦児の留守中に舅孟徳がその嫁胥都嫌を強姦しようとするが、嫁の抵抗にあい未遂におわった案件）での法司の判断にも、

強姦未遂の場合である。旧例に依り死刑に処すべきでありましょう。即係強奸未成事理。依旧例、合行処死。

と見え⁽⁷⁾、舅が息子の嫁を強姦するという身分的に特殊な場合において、泰和律ではその既遂と未遂とを区別して論じたことが認められる。だが、強姦全般につきこの区別がなされていたか、どうかを明示する史料はいまのところ見いだせない。ところが、本案二度の法司の判断における量刑の相違を検討することにより、泰和律では強姦全般につきこの区別がなされていたことが明らかになつたということである。

律令法上強姦の既遂と未遂とを区別して処罰することは比較的新しい。いま論ずることはその始源の問題にかかわってくる。秦漢に端を発した律は魏晋南北朝を通じて絶えざる發展を遂げ、唐律においてその一応の完成を見る。この唐律（開元二五七三七年律）が現存する最古の律である。そこに強姦の既遂と未遂とを区別して処罰することは見えず、時をくだること六〇〇年以上の明律（洪武七一三七四年にはじめて撰定）に至つてはじめてこの区別が確認される。すなわち、唐律は雜律二二四一〇に、

通姦した者は徒一年半とする。既婚の女性と通姦した者は徒二年とする。部曲・雜戸・官戸の身分にある賤人が良人と通姦した場合には、各々前記の罪に罪一等を加える。もし官・私がある部曲の妻・雜戸や官戸の身分にある婦女と通姦する（奴が婢と通姦した場合も同じである）。他人に所属する部曲の妻・雜戸や官戸の身分にある婦女と通姦した者は杖一百とする。強姦した者は各々前記の罪に罪一等を加える。この際女性に折傷を負わせた場合には、

各々鬪折傷の罪に罪一等を加える。諸姦者徒一年半。有夫者徒二年。部曲 雜戸・官戸姦良人者、各加一等。即姦官・私婢者、杖九十（奴姦婢亦同）。姦佗人部曲妻・雜戸官戸婦女者杖一百。強者各加一等。折傷者、各加鬪折傷罪一等。

と強姦に対する刑罰は規定するも、その未遂については一切言及しない。明律の刑律犯姦条に至つてはじめて、和姦は杖八十とする。既婚女性との和姦は杖九十とする。女性戸外に誘いだす刀姦は杖一百とする。強姦した者は絞とする。未遂の場合には、杖一百流三千里とする。凡和姦杖八十。有夫杖九十。刀姦杖一百。強姦者絞。未成者杖一百流三千里。

と、その既遂と未遂とを区別して処罰するのである。泰和律の撰定は明律をさかのぼること約一七〇年、その区別の始源は少なくともそこまでさかのぼり得るということになる。

附言する。唐律もおよそ犯罪の既遂と未遂とを区別して処罰することを知らなかつたわけではない。例えば、違法な婚姻をとり行つた者の処罰に関して規定する戸婚律四六二一九五に、

未遂の場合には、既遂の罪より各々罪五等を減ずる。未成者、各減已成五等。

と明記するように、唐律も犯罪によつてはその既遂と未遂とを区別し、未遂に対しても既遂に比して軽微な処罰を科していた。ただ、強姦にあつてはこの区別をせず、未遂に対しても既遂と同一の刑罰を科していくにすぎない。⁽⁸⁾ したがつて、唐律に見えない区別がそこに現れるからといって、泰和律の科刑方法が唐律に比してより精緻になつたなどということではない。泰和律は唐律に比して強姦に対する刑罰をはなはだ厳格なものにする。既婚の女性を強姦した場合の刑罰は、唐律では徒二年半、泰和律では絞である。未遂に対する刑罰の輕減は、おそらくこの既遂に対する刑

罰の厳格化との関連で措置されたもの、つまり刑事政策的配慮よりなされたものと考えてよからう。⁽⁹⁾

(1) ここに法司の判断が見えないことについては、①『元典章』が編輯素材とした官文書にそもそもそれが欠けていた、②『元典章』の編者が何らかの理由で編輯時に割愛省略した、の二つの可能性が考えられる。そのいずれを探るかここでの即断は避けたい。

(2) 泰和律二篇三〇卷（五六三條）。泰和元（一二〇一）年十二月撰定。翌泰和二年五月頒行。その篇目、名例・衛禁・職制・戸婚・厩庫・擅興・賊盜・鬪訟・詐偽・雜・捕亡・斷獄は唐律に同じ。そのため『金史』卷四五、刑法志は泰和律を評して「実に唐律である・実唐律也」という。元は国初、泰和律を参照して犯罪者に科すべき刑罰を判断するが、『元史』卷七、成祖本紀至元八年十一月乙亥条に「金泰和律の行用を禁ずる・禁行金泰和律」とあるように、至元八（一二七一）年以後、泰和律の行用を禁ずる（同史によると、このとき同時に国号を「元」とする）。そしてこれにともない、法司はその存在意義を失い姿を消してゆく。なお法司の判断にしばしば見える「旧例」が泰和律を指すことは、つとに安倍健夫氏が「元史刑法志と『元律』との関係に就いて」（東方学報、京都第一冊）註¹¹に指摘されたところである。

(3) 『元典章』卷四二（刑部卷四）、校定本第一冊一一二頁。

(4) 「燒埋銀」は至元二（一二六五）年二月の聖旨にもとづく付加刑である。『元典章』卷四三（刑部卷五）校定本第一冊一七八頁、「人を殺せば命をもつて償い、なお燒埋銀を徵収せよ・殺人償命、仍微燒埋銀」には、「至元二年二月に欽奉した聖旨条画内的一款には、人を殺した者は命で償いおわっても、なお燒埋銀五十両を出させよ。赦により罪をゆるされた場合には倍額を出させよ。これを欽め、とあり・至元二年二月欽奉聖旨条画内一款、凡殺人者、雖償命訖、仍出燒埋銀五十両。若經赦原罪者倍之。欽之」と、前記聖旨の内容が見えている。

(5) 『元典章』卷四二（刑部卷四）、校定本第一冊一五四頁以下。

(6) 『元典章』卷四五（刑部卷七）、校定本第一冊二二〇頁。

(7) 『元典章』卷四一（刑部卷三）、校定本第一冊九八頁。

(8) 唐律において姦罪の未遂が処罰されたことは、特別な身分にある者が罪を犯した場合の減刑等について規定する名例律九の疏文に、「監守内の姦・監守内姦」（雜律二八ノ四一六）の未遂が減刑の対象として掲げられていることからわかる。

唐律にはわれわれの刑法典のよう、未遂は刑罰を减免され得るとする（第四三條）、また本条に規定なき未遂は罰せざとする（第四四條）総則規定はない。

(9) 葉潛昭氏は『金律之研究』（著者刊）のなかで、「旧例」に続く律を彷彿とさせる文言を主要な史料の一つとして泰和律の復元を試みられた。そしてここで問題とする唐戸婚律二三にあたる泰和律の規定についても「姦者徒一年半、有夫者徒二年、婦人与同罪、強姦有夫婦絞、無夫者減一等。良人姦他人婢者、杖九十。奴婢一同」なる文言を復元し、かつそれに統けて泰和律における強姦に対する刑罰の厳格化を含む若干の考察を加えられる（一三二頁）。だが、その復元文、考収文のいずれにおいても強姦の未遂に対する刑罰の軽減のことは明らかにされていない。

三 強姦現場での殺害

法司が泰和律に照らして得た刑罰は刑部により元王朝の刑罰に置き換えられ、都省に上呈されることになる。この刑罰の置き換えについては、つとに宮崎市定氏が詳しく説かれるところであり、本案李松が陳宝童を殺害したことに対する泰和律での刑罰徒五年と虚偽の供述に対する刑罰杖六十は、元王朝の刑罰ではそれぞれ杖一百七と杖三十七にあたる。⁽¹⁾ この置き換え値を踏まえて再度の審理で刑部が都省に上呈した刑罰杖六十七をみると、それがはなはだ軽減

されたものだったことがわかる。殺害に対する刑罰杖一百七だけをみても、等級でいえば四等の輕減である。⁽²⁾ しかも都省は都省で皇帝の判断をあおぎ、李松を釈放するのである。

こうした刑罰の輕減はすべての強姦犯殺害について行われたわけではない。第二節にもその一部を紹介した「寝婦を盜姦した姦夫を殺害する」での、法司以下中央での判断全体を見てみよう。姦夫楊重一を殺害した本夫張記住に科すべき刑罰を法司以下それぞれが判断したものである。

法司が判断する。旧例では、既婚の婦人を強姦した者は絞とする。そこでいま楊重一が張記住により刀で切り殺されたことは、すなわち張記住が死刑に処されるべき者を殺害したことになる。すでに犯罪者を拘束しているのにもかかわらず、また犯罪者が抵抗しないのにもかかわらず、逮捕者が犯罪者を殺害した場合には、各々鬪殺傷の法規に従つてその逮捕者を处罚する。この際に刀を用いて殺傷したのであれば、故殺傷の法規をもつて逮捕者の罪を論ずる。犯罪者が死刑に該当する罪を犯した者であれば、それを殺害した逮捕者の刑罰は徒五年とする。したがつて張記住は徒五年とし、その徒の年限にあたる杖一百を決罰すべきでありましょう。以上法司の判断を参考し、刑部は杖一百七下とすべきでありましようとの判断を下し、その旨を都省に上呈する。そしてこの呈をうけた都省は刑部の判断をみとめ、刑罰が執行される。法司擬。旧例、強奸有夫婦人絞。今被張記住用刀子扎死、即是殺死應死人。捕罪人、已就拘執、及不拒捍而殺或折傷之、各從鬪殺傷法。用刃者、以故殺傷論。罪人本犯應死而殺者徒五年。其張記住合徒五年、決徒年杖一百。部擬。杖一百七下。省准、斷訖。

ここでは刑部は法司の判断した刑罰をそのまま杖一百七に置き換え、都省もまたそれをそのままみとめて刑罰を執行させている。刑部・都省のいずれにおいても刑罰が輕減されることは一切ない。では、本案李松に対してもなぜ刑

罰が輕減されたのだろうか。刑部はその具体的な理由を明示することなく、ただ「情況を斟酌して」とのべるばかりである。そこでこの刑罰輕減の理由を少しでも具体的に考えるために、刑罰が輕減された本案での李松が陳宝童殺害に及んだ情況と、それが一切なされなかつた「寝婦を盜姦した姦夫を殺害する」での張記住が楊重二殺害に及んだ情況とを比較してみよう。前掲法司の判断文言に「いま楊重二が張記住により刀で切り殺されたことは、すなわち張記住が死刑に処されるべき者を殺害したということになる」と見えることから、「寝婦を盜姦した姦夫を殺害する」での張記住による楊重二殺害が刀を用いたものであり、この点すでに木棒と拳脚による本案での李松による陳宝童殺害とは異なることがわかる。凶器の有無ということである。だが、両案での殺害情況の相違はこれに尽きるものではない。さそうである。このことを確認するために、「寝婦を盜姦した姦夫を殺害する」での張記住が楊重二殺害に及んだ情況をいま少し詳しくみてゆきたい。事件が発生した冠氏県での取り調べに対する張記住とその妻王師姑の供述によると、その情況のあらましは次のとおりである。⁽³⁾

至元五（一二六八）年七月十二日の夜に、張記住とその妻王師姑とは床を別にしてやすんでいた。かれら夫婦の家では驢馬を飼つており、その驢馬にえさをやるために張記住はうまやに寝泊まりし、王師姑は西屋北の間にひとりねしていたのである。その夜の五更、つまり翌十三日の明け方に、王師姑の眠りを覚ます者がある。かの女はてつきり夫が帰ってきたのだと思い声をかけてみる。「夜が明けたのに仕事に行かないで、眠りに来たりして、どうしたの」と。夫とおぼしき者は一言のいらえもせず、床に入つてきてかの女をもとめおわる。このとき王師姑はその者の頭をまさぐり、そこに頭髪がないことから、自分がいま夫ではなくいとこの楊重二と同床する事實にはじめて気がつく。そして楊重二が逃げてしまつた後に、王師姑はしゅうとめの阿高にことの顛末を告げ

る。「いとこの楊重二が暗いのをいいことにわたしを騙していったの」と。折り悪くこの頃に起きてきた張記住は嫁姑がこうした言葉を交わす様を目にし、楊重二に対して恨みをいただき、その殺害を決行することになる。

このように張記住が楊重二を殺害した情況を詳しくみてゆくと、その殺害は強姦現場で行われたものではなく、この点でも本案李松による陳宝童殺害と大きく異なることがわかる。とするならば、すでにのべた凶器の有無と強姦現場での殺害か、否かということが、その相違点として両案での処置の懸隔の分かれ目になつたのではないかということになる。そこでこの二点的に絞り、さらに考察を進めてゆく。『元典章』に見える強姦犯殺害の事案は本案及び「寝婦を盜姦した姦夫を殺害する」のみであるが、その他五件の和姦々夫殺害の事案（無罪とされた事案四件、杖一〇七とされた事案一件）が見えている。これらのうち無罪とされた事案を考察を進めるための参考にしてゆこう。「強姦」と「和姦」の違いこそあれ、つまりは本夫による姦夫殺害である。

事案を『元典章』の配列順に列举する。

- (一) 「姦夫を殺死する・殺死奸夫」(至元四二一二六七年十月一二三日。妻戴引兒と通姦する姦夫張驢兒を本夫劉三が通姦現場でとり押さえようとして刀で切り殺した案件)での張驢兒による劉三殺害⁽⁴⁾
- (二) 「姦夫を打ち殺すは罪を問わない・打死奸夫、不坐」(元貞二二九六年七月以前。妻梁娥兒と通姦する姦夫權令を通姦現場で捕獲した本夫任閨兒が縛りあげたうえ木棒で打ち殺した案件)での任閨兒による權令史殺害⁽⁵⁾
- (三) 「姦夫を打ち殺すは埋銀を徴収せず・打死奸夫、不徵埋銀」に見える范德友による何三殺害(至元六二一

二六九年十一月以前。通姦が発覚したため現場から逃走した姦夫何三を本夫范德友が追跡し斧で切り殺した事

案⁽⁶⁾

(四)「姦夫を打ち殺すは焼埋を徵収せず…打死奸夫、不徵燒埋」に見える劉猪兒による劉黑兒による劉猪兒殺害（至元五〇一二六八年二月七日。妻劉阿周と通姦する姦夫劉猪兒を本夫劉黑兒が通姦現場でとり押さえようとして刀で切り殺した事案⁽⁷⁾）。

これら事案では、そのすべての殺害が通姦現場で、またはそれと同視すべきものとして、通姦現場からの追跡中に行わわれている。このことからすると、殺害が無罪とされる要件としては、それが通姦現場での殺害であるということが挙げられそうである。⁽⁸⁾このことは、(一)任閨兒による權令史殺害が無罪とされた次の経緯をみると一層明らかになろう。すなわち、この殺害につき南安路は任閨兒が通姦現場で權令史を捕獲した後に、かれを縛りあげ木棒で打ち殺したものとして任閨兒を杖六十七に処すべしとの判断を下すのであるが、中央の審理では致命傷が通姦現場での捕獲時のものであることから任閨兒の罪を論じないことにしたのである。一方、(二)張驢兒による劉三殺害、(三)范德友による何三殺害、(四)劉黑兒による劉猪兒殺害が、それぞれ刀や斧を用いたものであることから、凶器の有無は無罪とされるか、否かには無関係であるといえる。このようにしてみると、本案で李松の刑罰が輕減された理由についても、李松による陳宝童殺害が強姦現場で行われているという、まさにその事実こそがその理由とされていたといえそうである。

明律・刑律殺死姦夫条は、

妻妾が他人と姦通している場合に、夫みずからが姦通現場で姦夫・姦婦を捕らえ、即座に両者を殺害しても、その殺害の罪を論じない。もし姦夫だけを殺害した場合には、姦婦は律に依つて和姦の罪を断じたうえで夫の嫁

売にまかせる。凡妻妾与人姦通、而於姦所親獲姦夫姦婦、登時死者、勿論。若止殺死姦夫者、姦婦依律斷罪、從夫嫁壳。

と規定し、通姦現場でのものであれば、本夫による姦夫・姦婦殺害については罪を論じないとする。唐律及び、おそらく泰和律には見えない規定である。もちろん、この規定 자체は明律により創設されたものであるが、以上のべきた元代における姦夫殺害犯に対する処置はこの明律規定成立の背景を語るものとして、とりわけ本案での李松に対する処置はその成立の端緒を語るものとして位置づけることが可能であろう。

(1)

宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」(宮崎市定『アジア史研究』第四冊所収、東洋史研究会)一八八頁以下。

(2)

元の杖刑は七から一百七に至る一一等である。宮崎氏前掲論文参照。

(3)

「殺死盜奸寢婦奸夫」の全文を掲げておく。

冠氏県申。帰問到張記住状招。至元五年七月十二日晚、記住驥屋内宿睡喂驥、妻王師姑於西屋北間宿睡。至五更起来、見妻王師姑對母阿高告說。伊姑舅兄楊重二來房內、暗地欺騙我來。以此挾恨、將楊重二用刀子扎死罪犯。王師姑與張記住狀招相同。状称。当夜五更、師姑床上睡着。有人將師姑驚覺、想是夫張記、以此道。明也不做生活去呵、却来睡則麼。本人不曾言語、上床將師姑奸罷。師姑用手摸着頭禿、才知是楊重二。本人走了、告說婆阿高。是實。法司擬。旧例、強奸有夫婦人絞。今被張記住用刀子扎死、即是殺死応死人。捕罪人、已就拘執、及不拒捍而殺或折傷之、各從鬪殺傷法。用刃者、以故殺傷論。罪人本犯応死而殺者徒五年。其張記住合徒五年、決徒年杖一百。部擬。杖一百七下。省准、斷訖。

(4) 『元典章』卷四二(刑部卷四)、校定本第一冊一五三頁。

(5) 『元典章』卷四二（刑部卷四）、校定本第一冊一五三頁以下。「打死奸夫、不坐」の全文を掲げておく。

元貞二年七月、江西行省拵南安路申。任閨兒於奸所捕獲奸夫権令史、不行送官、却將本人縛縛行打、因傷身死罪犯。從本路擬定申省。將任閨兒鎖收聽候。梁娥兒別無待對事理、先行摘斷。府司除將梁娥兒斷八十七下、擬將任閨兒斷六十七下。乞照驗。得此。照得。権令史与梁娥兒通奸、伊夫任閨兒於奸所捕獲、奪到権令史所執木拐棒、於権令史懸門上打傷、本人又行爭鬭、用麻繩綁縛行打、因傷身死。議得。致命去處、係始初捕獲時懸門上打傷之痕、難議坐罪外、拵奸婦梁娥兒已行斷訖、別無定奪。仰照驗施行。

(6) 『元典章』卷四三（刑部卷五）、校定本第一冊一八七頁。

(7) 『元典章』卷四三（刑部卷五）、校定本第一冊一八七頁以下。

(8) 杖一〇七とされた一件の事案、「姦夫を打ち殺すは埋銀を徵収せず」に見える金忙古歹による孫永安殺害は、妻とかつて通姦したことのある姦夫孫永安が夜に家にやつて来たところを本夫金忙古歹が打ち殺したものであり、つまりは通姦現場以外での殺害である。

四 虚偽の背景

本案は一度の審理を経てようやく完結する。この糺余曲折を招いた原因は李松と阿耿のそれぞれが、陳宝童の強姦が未遂だったかのとき、虚偽の供述を行つたことに求められよう。では、なぜあえてふたりが虚偽の供述を行つたのか。最後に振り返つてみる。時間的前後等ふたりに対する取り調べの実際については判然としないが、ここでは便

宜阿耿から考えてみる⁽¹⁾

阿耿は陳宝童による強姦の被害者である。強姦の被害者が羞恥心、婚姻継続の不安といった様々な理由から強姦された事實をいいよどむことはあろう。だが、ここで阿耿がその事實をいいよどみ、虚偽の供述を行つた理由はいささか変わつてゐる。かの女は實際には問われるべくもない通姦者としての罪をいとい、虚偽の供述を行つたのである。

通姦した者は男女双方ともその罪を問われる⁽²⁾。律の基本原則であり、元初當時もこの原則に従つて男女双方の罪が問われた。このことについては阿耿も知つていたらしい。ただ、かの女は強姦の場合には被害者たる女性は罪を問われないということを知らなかつたようである。あるいは当時の市井の人々の法知識の程度を表すものか。はなはだ乏しい法知識である。かの女にすれば、あい承知した和姦であれ、強いたれた強姦であれ、ひとしなみ男女双方が罪を問われるものだつたようである。

おそらく阿耿は李松による陳宝童殺害事件の参考人としてその事情を聽取されたのだろう。ところが、かの女にそのことを知る由もない。自らの罪を問われるものと思い込む阿耿にとつては、まさにその罪をあばくための取り調べと思われたに相違ない。そこでかの女は強姦された事實を断固否定する。法的な知識に欠けるかのことである。よもやそのことこそが李松を死の窮地に陥れ、また自らにも、あわやに罪を招くことにならうなどとは考慮の外だつたと思われる。幸いにも、再度の審理での法司は、強姦の被害者も罪を問われると阿耿が思い込んでいたという、かの女が虚偽の供述を行うに至つた背景までをも視野にいれた柔軟な判断を下し、虚偽の供述のかどで阿耿のを罪を問ははしなかつた。だが、あるいは虚偽の供述を行つた事実だけを探りあげ、機械的に「三品の官司をあざむき実情を申さない者は杖六十とする」との泰和律の規定に照らし、阿耿の罪を問うこともあり得たのである。

一方、李松は取り調べの当初真実をつづみ隠さず供述したようである。かれもまた十分な法知識をもちあわせておらず、殺害した陳宝童の強姦が既遂だったか、否かが自らの刑罰の輕重に影響を及ぼすとは考えていなかつたと思われる。それゆえにこそ、張令史の誘導に従い、いとも簡単に供述を変え、自らを死の窮地に陥れるはめになつたと考えられる。「おまえ、そんな話をすると醜態をさらすことになるぞ。引き寄せられ、あわや強姦されるところだつただけいうがよからう」とは、いかにも聞こえがよく、心底李松の体面を気遣つた言葉にもとれる。

張令史が虚偽の供述を誘導したことについても併せて考えてみる。かれはもとより李松に対して別段の恨みをいだいていたわけではない。阿耿が強姦された事実を正直に認めてさえいれば、かれもまた、ことさら李松に供述の変更を促す必要はなかつたと思われる。つまり、ふたりの供述を一致させ、自らの取調官としての立場を守らんがために李松の供述を変更させたわけである。

前記李松に語つた口吻からみて、張令史が阿耿の供述の虚偽なることをみぬいていたことはほぼ間違いない。であるなら、強姦の被害者たる阿耿は罪を問われることがない旨を十分に訓し、かの女の口から真実を語らせたならば、以後の一切の問題は生じなかつたはずである。ところが、自らも罪を問われると思い込み、おそらく頑なな阿耿に比し、そうした頑なさのない李松をより与しやすしとみ、張令史は李松にその供述の変更を促したのだろう。いかにも軽率な行動であるといわねばならない。というのは、例えば、唐断獄律一九二四八七は、

官司が故意に人を罪に陥れた場合には（故意に情状を増減し、結果をかえるにたる場合、もしくは恩赦があるのを聞き知りながらことさらに論決した場合、及び誘導して虚偽の供述をさせた場合等をいう）、全罪を陥れたのならばその全罪をもつて罪を論ずる。輕罪より重罪に陥れたのならばその過剰分をもつて罪を論ずる。刑の種類

をかえた場合に、笞より杖に陥れ、徒より流に陥れたのならば、またその過剰分をもつて罪を論ずる。笞・杖より徒・流に陥れ、徒・流より死罪に陥れたのならば、またその全罪をもつて罪を論ずる。諸官司入人罪者（謂故増減情状、足以動事者。若聞知有恩赦、而故論決。示導令失実辭之類）、若入全罪以全罪論。徒輕入重以所剩論。刑名易者、徒笞入杖、徒杖入流、亦以所剩論。徒笞・杖入徒・流、徒・流入死罪、亦以全罪論。

と規定し、故意に人を罪に陥れた官吏を处罚する。⁽³⁾張令史はまさにその注文に見える「誘導して虚偽の供述をさせた」者に該当し、この处罚の対象となるからである。この唐律から推して、ことが発覚した場合に張令史に科される刑罰は決して軽微ではない。⁽⁴⁾ここに「市井の人々」とはいえない張令史の法知識もまた、思いのほか漠然としたものではなかつたかという疑いがでてくる。供述の変更による李松の刑罰の変化、以後自身に科される刑罰についての確たる認識があれば、かくも軽率な行動を探ることこそ難しい。ことの発覚などあり得ないと、たかをくくっていたのかも知れない。だが、実際ことは発覚したのである。

以上、阿耿と李松が虚偽の供述を行った背景を振り返りつつ、そこに垣間見る、かれらと張令史の法意識についてふれてみた。わずかではあるが、当時の人々の法知識の程度いかんを推し測る手掛かりを与えるものといえよう。

- (1) ここに振り返る取り調べは成武県で行わされたものである。本案は「東平路の申」より始まるが、実際最初に事件に関わったのは事件の発生地である成武県であり、案件はそこから次に東平路に回されたのである。
- (2) 男性の刑罰については、例えば、第二節所引の唐雜律二二参照。女性の刑罰については、例えば、唐雜律二七二四一五に「和姦につき當該条文中に婦女の罪名がない場合には、その婦女の罪は男子と同じとする。強姦の場合には、婦女の罪

は問わない。諸和姦本条無婦女罪名者、与男子同。強者、婦女不坐」とある。

(3) 明律・刑律官司出入人罪条も同旨。また泰和律について、葉潛昭氏は『刑統賦解』より「徒笞杖入徒流、徒流入死刑、各以全罪論之（下略）」なる文言を復元される（同氏『金律之研究』一四七頁以下）。

(4) かりに唐律によるなら、李松の死刑が執行された後にことが発覚した場合に張令史に科される刑罰は死刑、死刑の執行以前に「」ことが発覚した場合には、その刑罰は「罪一等を減じて…減一等」流三千里となる。